令和５年度水質検査計画

蘭越浄水場と名水ふれあい公園

千歳市水道局

目　　次

１　水質検査の基本方針 ･･････････････････････････････････････ P. 1
２　水道事業の概要 ･･ P. 1
３　原水及び水道水の状況 ････････････････････････････････････ P. 2
４　検査地点 ･･ P. 2
５　検査項目と検査頻度 ･･････････････････････････････････････ P. 3
６　臨時の水質検査 ･･ P. 4
７　水質検査の方法と水質検査結果の評価 ･････････････････････ P. 4
８　水質検査計画及び検査結果の公表 ･･････････････････････････ P. 5
９　水質検査計画の見直し ････････････････････････････････････ P. 5
10　水質検査の精度と信頼性保証 ･･････････････････････････････ P. 5
11　関係機関との連携 ･･ P. 5
別紙-１　水質検査地点一覧表 ･････････････････････････････････ P. 6
別紙-２　水質基準項目検査計画（水道事業） ･･････････････････ P. 7
別紙-３　水質基準項目検査計画（簡易水道事業） ･･････････････ P. 8
別紙-４　水質管理目標設定項目検査計画（水道事業） ･･････････ P. 9
別紙-５　水道管理目標設定項目検査計画（簡易水道事業） ･･････ P. 10
別紙-６　浄水処理、水質管理上必要とされる項目 ･･････････････ P. 11
別紙-７　水質検査地点図 ････････････････････････････････････ 巻末

１　水質検査の基本方針

(1) 検査地点

水道事業区域では、水質基準が適用される給水栓に加え、浄水場の原水（各取水地点）、浄水（浄水池）及び企業団受水（上長都高架配水池、臨空工業団地配水池）とします。また、本市が水質管理、維持管理上必要と判断した検査については、それぞれ必要な地点とします。

簡易水道事業区域では、給水栓及び原水とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされている水質管理目標設定項目並びに本市が水質管理、維持管理上必要と判断した項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果に基づき、検査頻度を決定します。また、本市が水質管理、維持管理上必要と判断した検査については、それぞれ必要な頻度とします。

２　水道事業の概要

給水状況・浄水施設概要　　（※）は令和３年度実績

項　目	水道事業		支笏湖畔簡易水道事業	
給水人口（※）	96,796 人		145 人	
普及率（※）	99.89 %		100.00 %	
計画１日最大給水量	54,400 ㎥		1,300 ㎥	
１日最大給水量（※）	（7 月 20 日）　37,783 ㎥		（10 月 9 日）　421 ㎥	
１日平均給水量（※）	32,968 ㎥		172 ㎥	
原水の種類	表流水		伏流水	地下水
水源	内別川	千歳川	シリセツナイ川	深井戸
水利権又は能力	36,806 ㎥/日	3,974 ㎥/日	450 ㎥/日	950 ㎥/日
給水量	36,500 ㎥/日		1,300 ㎥/日	
主な浄水処理方法	（蘭越浄水場） 凝集沈殿 急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理		（簡易水道配水池） 塩素処理	

３　原水及び水道水の状況

(1) 水道事業

蘭越浄水場の主水源である内別川は、全長約2.5㎞の湧水で形成された川で、その湧水群は「ナイベツ川湧水」として環境省（旧環境庁）の名水百選に選定されているなど、水質的に恵まれています。

水質管理上注意しなければならない項目としては、大雨等による濁度・色度の上昇、凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）に由来する浄水中のアルミニウムのほか、内別川流域近くのゴルフ場で使用されている農薬について注意を払う必要があります。

蘭越浄水場では千歳川をもうひとつの水源としています。その源である支笏湖の水は透明度が高く、環境省による公共用水域水質測定結果の湖沼部門で常に上位に入るなど、良好な水質が維持されています。

また、千歳市では石狩東部広域水道企業団の漁川浄水場及び千歳川浄水場から受水しており、その水質は良好で安定しています。

(2) 簡易水道事業

水源は、伏流水及び地下水で水質的には非常に恵まれ、かつ安定しています。

上水道及び簡易水道とも、水道水はこれまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たした安全で良質な水です。

４　検査地点　（別紙－１、－７）

(1) 水道事業

ア 給水栓水

水道法に基づき１日に１回行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）については、給水区域内５か所で行います。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、給水区域内４か所で検査を行います。

イ 原水、浄水、配水池水

水質状況を把握し、浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の原水、浄水及び配水池水（企業団受水）について検査します。

(ｱ) 原　水　　～ 河川水（内別川、千歳川）の取水地点

(ｲ) 浄　水　　～ 蘭越浄水場浄水池

(ｳ) 配水池水　～ 石狩東部広域水道企業団から受水している上長都高架配水池、臨空工業団地配水池

ウ その他

本市が水質管理、維持管理上必要と判断した検査については、それぞれ必要な地点で検査を行います。

(2) 簡易水道事業

ア 給水栓水

水道法に基づき１日に１回行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）につ

いては、給水区域内１か所で行います。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、給水区域内１か所で検査を行います。

イ 原水

伏流水、地下水とも揚水地点の水を検査します。

５　検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査項目

色、濁り、消毒の残留効果に関する検査は、すべての検査地点に自動水質計器を設置し常時監視を行います。

(2) 水質基準項目（別紙－２、－３）

ア 水質基準が適用される給水栓

毎月検査	水質基準項目の内、「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度」の９項目について毎月１回検査します。
年４回検査	毎月検査が必要な９項目以外の項目の内、過去の水質検査の結果により検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、検査頻度を減らさず概ね３か月に１回検査します。
検査省略項目	ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールについては、過去の検査結果では基準値の２分の１を超えたことがないことから省略しますが、概ね３年に１回程度は水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認します。

イ 原水

各原水の水質検査も適切な浄水処理、水質管理を行う上で重要であることから、水質基準項目について次のとおり検査を行います。

毎月検査	水質基準項目の内、「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、臭気、色度、濁度」の８項目について毎月１回検査します。
年４回検査	毎月検査を実施している８項目以外の項目の内、「消毒副生成物」及び「味」を除いた項目について概ね３か月に１回検査します。

ウ 浄水・配水池水（水道事業）

浄水及び配水池水の水質検査も適切な浄水処理、水質管理を行う上で重要であることから、水質基準が適用される給水栓水と同様に検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目（別紙－４、－５）

水質管理目標設定項目は、水道水中での検出の可能性があり、水質管理上留意すべきものとされています。このことから、給水栓水及び原水について、さらに、水道事業の区域では浄水、配水池水（企業団受水）について、亜塩素酸及び二酸化塩素を除く項目の検査を１年に１回行

います。（本市並びに石狩東部広域水道企業団では二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素及びその副生成物である亜塩素酸は、本市の水道水中には存在しません。）

農薬類の検査は、内別川原水及び浄水について行います。検査を行う農薬の種類については、ゴルフ場において使用実績のあるものを選定しています。

(4) 水質管理、維持管理上必要と判断した項目（別紙－６）

ア クリプトスポリジウム指標菌検査

大腸菌及び嫌気性芽胞菌について、水道事業の原水である内別川及び千歳川、簡易水道事業の原水である伏流水及び地下水において、毎月１回検査を実施します。

イ クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査

水道事業の内別川原水、千歳川原水について概ね３か月に１回検査を実施します。

ウ 浄水場毎日検査・項目別検査

原水や各浄水工程において、ｐＨ、濁度、色度、残留塩素、アンモニア性窒素などについて毎日１回、また、水の基本的性質に関するものなど、項目によって週１回または月１回測定します。

エ 蘭越浄水場排水検査

蘭越浄水場から千歳川への排水について、ＢＯＤ、ＳＳ、大腸菌群数など排水基準に関する項目を月１回測定します。

オ ゴルフ場使用農薬検査

内別川流域の近くに立地しているゴルフ場で使用される農薬について、ゴルフ場と本市との協定に基づき検査を実施します。

カ 薬品受入時の検査

次亜塩素酸ナトリウムの納入時に、納入分（タンクローリー）とタンク貯蔵分について有効塩素濃度及び塩素酸濃度を測定します。

６　臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水源や浄水過程で異常があり、水質基準に適合しないおそれがあるなど、次のような場合に行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
(2) 水源に異常があったとき。
(3) 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行しているとき。
(4) 浄水過程に異常があったとき。
(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
(6) その他、特に必要があると認められたとき。

７　水質検査の方法と水質検査結果の評価

給水栓などにおける水質基準項目、水質管理目標設定項目及び臨時の水質検査については、委託して行います。委託先は、水道法に基づき地方公共団体の機関（構成団体による共同検査機関である石狩東部広域水道企業団水質検査センター）又は厚生労働大臣の登録を受けた者とします。また、検査のための試料採取及び試料の運搬は、蘭越浄水場の水質分析を受託している者が行い、採取後

速やかに検査機関へ引き渡します。

委託した検査の実施状況を確認するため、上記共同検査機関に委託した場合は、必要に応じ立会調査を行います。また、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託した場合は、必要に応じ検査結果の根拠となる書類の確認及び立会調査を行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国が定めた検査の方法「水質基準に関する法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。

それ以外の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）などにより行います。

また、水質検査結果は、検査ごとの結果を水質基準値や過去の検査結果などと比較し、評価します。

８　水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年策定し、ホームページで公表するとともに、水道局でも閲覧できるようにします。また、計画に基づき実施した水質検査結果についても同様とします。

９　水質検査計画の見直し

水質検査計画策定にあたっては、前年度の検査結果やお客様からのご意見、法令改正を反映して必要な見直しを行います。また、年度途中においても様々な状況の変化に臨機応変に対応するため、適宜必要な見直しを行います。

10　水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は委託により実施しており、その精度及び信頼性については、受託者の精度管理結果により確認します。

11　関係機関との連携

水質汚染などの緊急時には、北海道及びその他関係機関と連絡調整し、水道水の安全を確保していきます。

水質検査地点一覧表

区 分		検査内容	検査地点	備　　考
水道事業	給水栓水	毎日検査項目	泉沢1007	つばさ公園 ※水質自動監視装置
			駒里2449	駒里増圧ポンプ場 ※水質自動監視装置
			東丘1288	東丘増圧ポンプ場 ※水質自動監視装置
			泉郷76	(旧)泉郷増圧ポンプ場 ※水質自動監視装置
			釜加564-3	南 18 号排水機場 ※水質自動監視装置
		水質基準項目 水質管理目標設定項目	東丘1288	東丘増圧ポンプ場
			上長都958	公設卸売市場
			釜加362	北コミュニティセンター
			柏台南1丁目	オフィス・アルカディア
	原水・浄水・配水池水	水質基準項目 水質管理目標設定項目	蘭越85－8	千歳川原水
			蘭越10	内別川原水
			蘭越4	蘭越浄水場浄水
			上長都1160	上長都高架配水池水
			泉沢1007	臨空工業団地配水池水
簡易水道事業	給水栓水	毎日検査項目	支笏湖温泉番外地	支笏湖畔汚水中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 ※水質自動監視装置
		水質基準項目 水質管理目標設定項目	支笏湖温泉番外地	支笏湖畔汚水中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場
	原水	水質基準項目 水質管理目標設定項目	支笏湖温泉番外地	シリセツナイ川伏流水原水
			支笏湖温泉番外地	地下水原水

（参考） 別紙-7 水質検査地点図

別紙−2

水質基準項目検査計画（水道事業）

番号	項　　目	基 準 値	検 査 頻 度（基本）	検査地点及び年間回数			
				給水栓水	原水（表流水）	浄水	配水池水
1	一般細菌	100 個/mL 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
15	1,4−ジオキサン	0.05 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
16	シス−1,2−ジクロロエチレン及び トランス−1,2−ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	−	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時 1か月に1回以上	*省略	*省略	*省略	*省略
43	2−メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時 1か月に1回以上	*省略	*省略	*省略	*省略
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4	4
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
47	pH 値	5.8～8.6	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	概ね1か月に1回以上	12	−	12	12
49	臭気	異常でないこと	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
50	色度	5 度以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12
51	濁度	2 度以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12	12

*省略するが、概ね3年に1回検査します。

別紙-3

水質基準項目検査計画（簡易水道事業）

番号	項　　目	基 準 値	検 査 頻 度（基本）	検査地点及び年間回数		
				給水栓水	原水（伏流水）	原水（地下水）
1	一般細菌	100 個/mL 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	概ね1か月に1回以上	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	―	―
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時 1か月に1回以上	*省略	*省略	*省略
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時 1か月に1回以上	*省略	*省略	*省略
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	概ね3か月に1回以上	4	4	4
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12
47	pH 値	5.8～8.6	概ね1か月に1回以上	12	12	12
48	味	異常でないこと	概ね1か月に1回以上	12	―	―
49	臭気	異常でないこと	概ね1か月に1回以上	12	12	12
50	色度	5 度以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12
51	濁度	2 度以下	概ね1か月に1回以上	12	12	12

*省略するが、概ね3年に1回検査します。

別紙−4

水質管理目標設定項目検査計画（水道事業）

番号	項　　目	目 標 値	給水栓水	原水	浄水	配水地水	備　考
1	アンチモン及びその化合物	ｱﾝﾁﾓﾝの量に関して、0.02mg/L 以下	○	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下(暫定)	○	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下	○	○	○	○	
4	削除	削除	−	−	−	−	
5	1,2−ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○	○	○	○	
6	削除	削除	−	−	−	−	
7	削除	削除	−	−	−	−	
8	トルエン	0.4mg/L 以下	○	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2−エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	○	○	○	○	
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	−	−	−	−	二酸化塩素不使用
11	削除	削除	−	−	−	−	
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	−	−	−	−	二酸化塩素不使用
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	○	○	○	○	
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	○	○	○	○	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	−	○	○	−	原水は内別川のみ
16	残留塩素	1mg/L 以下	○	−	○	○	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	○	○	○	○	
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下	○	○	○	○	
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	○	○	○	○	
20	1,1,1−トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	○	○	○	○	
21	メチル−t−ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	○	○	○	○	
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3mg/L 以下	○	○	○	○	
23	臭気強度(TON)	3 以下	○	○	○	○	
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	○	○	○	○	
25	濁度	1 度以下	○	○	○	○	
26	pH	7.5 程度	○	○	○	○	
27	腐食性(ランゲリア指数)	−1程度以上とし、極力0に近づける	○	○	○	○	
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）	○	○	○	○	
29	1,1−ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	ｱﾙﾐﾆｳﾑの量に関して、0.1mg/L 以下	○	○	○	○	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下（暫定）	○	○	○	○	

○：検査実施予定

水質管理目標設定項目検査計画（簡易水道事業）

番号	項　　目	目 標 値	給水栓水	原水		備　考
				伏流水	地下水	
1	アンチモン及びその化合物	ｱﾝﾁﾓﾝの量に関して、0.02mg/L 以下	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下(暫定)	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下	○	○	○	
4	削除	削除	−	−	−	
5	1,2−ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○	○	○	
6	削除	削除	−	−	−	
7	削除	削除	−	−	−	
8	トルエン	0.4mg/L 以下	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2−エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	○	○	○	
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	−	−	−	二酸化塩素不使用
11	削除	削除	−	−	−	
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	−	−	−	二酸化塩素不使用
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	○	○	○	
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	○	○	○	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	−	−	−	
16	残留塩素	1mg/L 以下	○	−	−	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	○	○	○	
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下	○	○	○	
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	○	○	○	
20	1,1,1−トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	○	○	○	
21	メチル−t−ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	○	○	○	
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3mg/L 以下	○	○	○	
23	臭気強度(TON)	3 以下	○	○	○	
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	○	○	○	
25	濁度	1 度以下	○	○	○	
26	pH	7.5 程度	○	○	○	
27	腐食性(ランゲリア指数)	−1程度以上とし、極力0に近づける	○	○	○	
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）	○	○	○	
29	1,1−ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	ｱﾙﾐﾆｳﾑの量に関して、0.1mg/L 以下	○	○	○	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下（暫定）	○	○	○	

○：検査実施予定

浄水処理、水質管理上必要とされる項目（検査）

検査種別	検査地点	項　　目	頻　度
クリプトスポリジウム指標菌検査	原水（内別川、千歳川、伏流水、地下水）	大腸菌、嫌気性芽胞菌	月１回
クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査	原水（内別川、千歳川） ※原水で検出された場合は浄水も実施	クリプトスポリジウム、ジアルジア	１回／３か月
浄水場毎日検査・その他項目検査	原水（内別川、千歳川）、沈殿水、浄水、配水池水	pH、色度、濁度、アンモニア性窒素、総アルカリ度、TOC、マンガン、アルミニウム、電気伝導度、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、硬度、遊離炭酸、硫酸イオン、溶性ケイ酸 ※検査地点によって異なる	毎日 ※項目によっては 週1回、月1回
蘭越浄水場排水検査	第一排水口、第二排水口	pH、COD、BOD、SS、大腸菌群数	月１回
ゴルフ場使用農薬検査	内別川、内別川近くの井戸	ゴルフ場使用農薬	内別川：年５回 井戸：年１回
薬品受入時の検査	タンクローリー、貯蔵タンク	有効塩素、塩素酸	薬品受入の都度

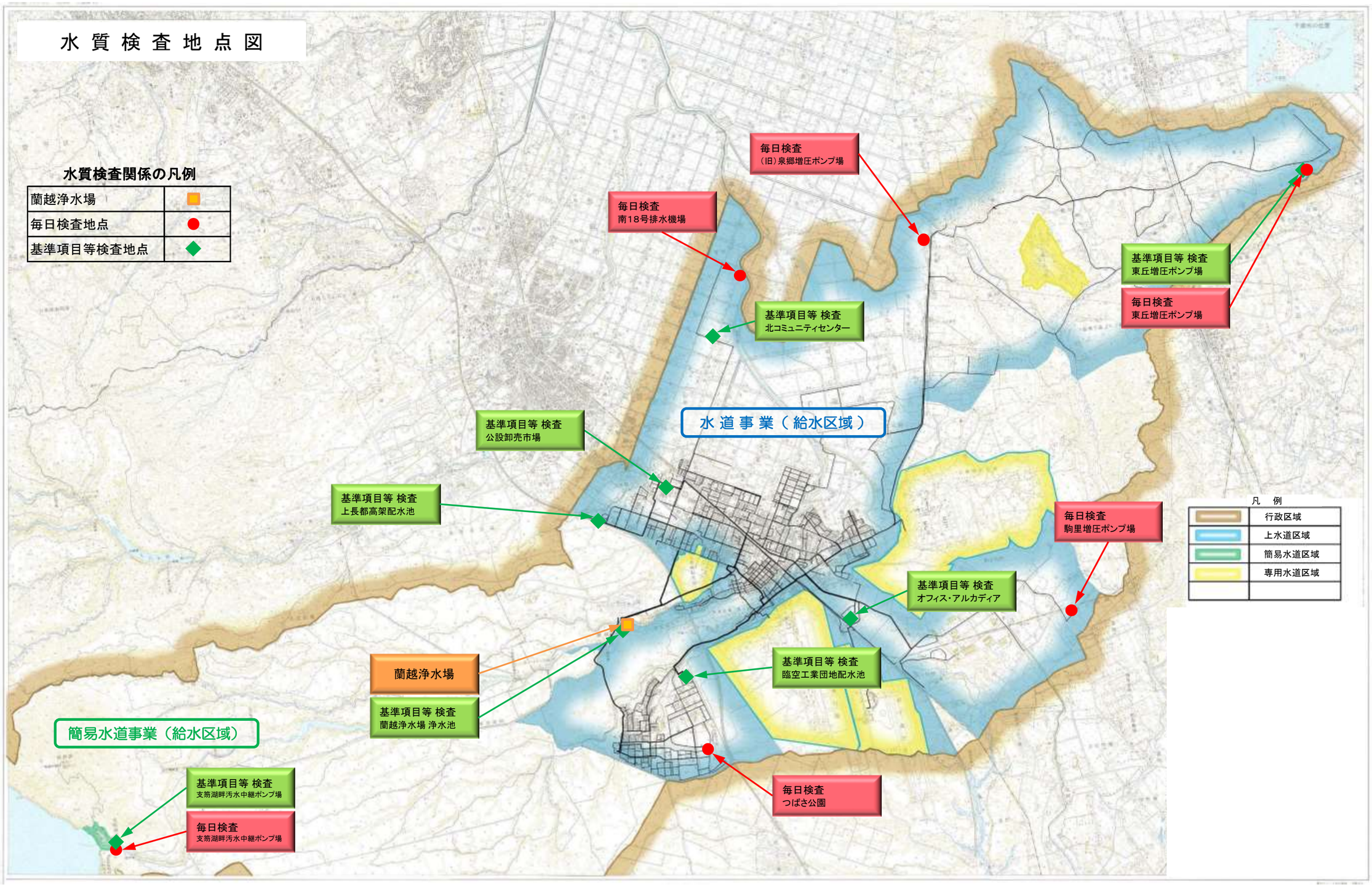
水 質 検 査 地 点 図
水質検査関係の凡例
蘭越浄水場
毎日検査地点
基準項目等検査地点
毎日検査
（旧）泉郷増圧ポンプ場
毎日検査
南18号排水機場
基準項目等 検査
北コミュニティセンター
基準項目等 検査
東丘増圧ポンプ場
毎日検査
東丘増圧ポンプ場
水 道 事 業（ 給水区域 ）
基準項目等 検査
公設卸売市場
基準項目等 検査
上長都高架配水池
毎日検査
駒里増圧ポンプ場
基準項目等 検査
オフィス・アルカディア
蘭越浄水場
基準項目等 検査
蘭越浄水場 浄水池
基準項目等 検査
臨空工業団地配水池
簡易水道事業（給水区域）
基準項目等 検査
支笏湖畔汚水中継ポンプ場
毎日検査
支笏湖畔汚水中継ポンプ場
毎日検査
つばさ公園
凡 例
行政区域
上水道区域
簡易水道区域
専用水道区域